

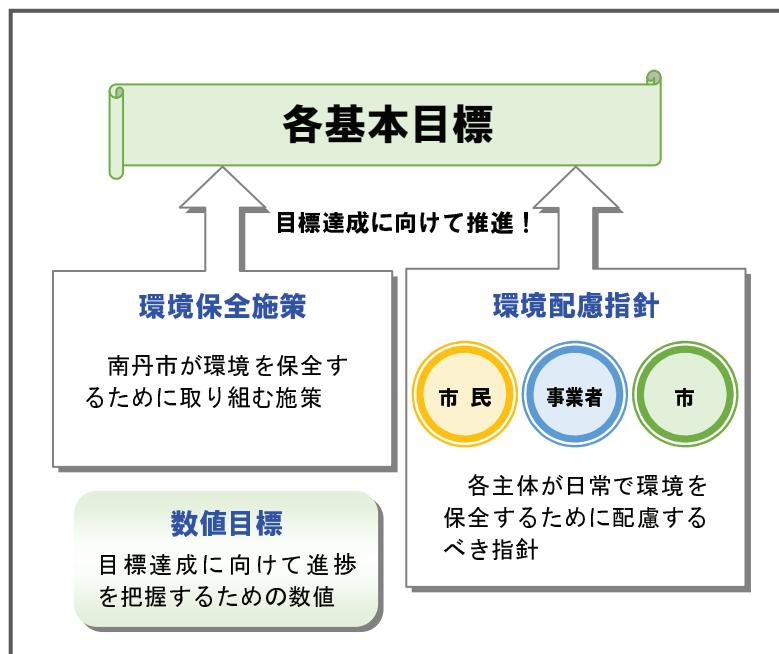


第4章 基本計画

ここでは、「人づくり」「生活環境」「地域環境資源」「資源循環」「地球環境」に定める5つの基本目標を達成するため、主として市が取り組む「環境保全施策」、市民・事業者・市の各主体が日常的な活動の中で取り組む「環境配慮指針」について示します。

また、基本目標の達成度を評価するため、それについて「数値目標」を設定し、その推移から計画の進捗状況を把握します。

自然と人が結び合う“いきいき”南丹市



取り組みの推進イメージ



1. 人づくり

基本目標

環境を慈しむ心を育み、自ら考え、行動し、協力し合います

本市の環境をより良いものにするためには、市民、事業者一人ひとりの「環境を慈しむ心」を育むことが重要となります。そのために、地域全体で取り組むとともに、そのような機会やイベント、各種環境関連情報の把握・共有・提供を実施します。

また、環境教育・環境学習の指導者となる人材や団体の育成・支援に取り組み、これらの人々を中心とした環境保全活動の推進、すべての主体が協働して取り組む体制づくりを行います。

環境保全施策

① 環境教育・環境学習・体験活動を推進します

《学校での取り組み》

- 環境に関する学習活動の推進
- 教員の指導力の向上のための研修会の開催

《地域全体での取り組み》

- 環境関連の講座やセミナーなどの開催
- 環境学習の場と機会の提供
- 食育の推進
- 生物調査の実施
- 体験講座などの開催

② 環境に関する情報を収集、提供し、意識向上を促します

- 様々な媒体を活用した環境関連情報の発信
- 環境関連情報をまとめたサイトの整備
- 市の環境や地球環境問題に関連した情報の発信
- 事業者に対する環境関連技術や助成制度などの情報提供



③ 環境保全活動を担う人材や団体の育成・支援を推進します

- 環境関連団体などの育成・支援
- 「南丹市の環境を守り育てる会」の活動支援
- 環境に関連したリーダーの育成
- 環境に関連した人材バンクの構築

④ 環境活動のための協働体制づくりを推進します

- 国や府、近隣市町との連携強化
- 様々な活動主体間の連携促進

環境配慮指針

① 環境教育・環境学習・体験活動を推進します



環境に対する関心・認識を深め、環境に配慮した生活を実践していくため、市や府などが開催する学習会や市民講座、地域の自然観察会など体験活動に積極的に参加します。



環境に対する関心・意識を高めることに努めます。市や府が開催する環境関連セミナーなどへ積極的に参加するとともに、地域など社外での環境保全活動に参加・協力します。



環境に関する学習会や市民講座、セミナーなどを開催し、市民・事業者が環境に対して理解を深める機会を増やします。また、庁内でも勉強会などを開催し、職員の環境保全意識を高めます。

② 環境に関する情報を収集、提供し、意識向上を促します



環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するように努めます。また、市などが行う情報収集に協力します。



環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するように努めます。また、社外に対して自社の環境関連情報を発信するとともに、市などが行う情報収集に協力します。



近隣市町、府、国などと連携して環境関連情報の収集に努めるとともに、市民や事業者に対して積極的に情報発信を行います。また、環境関連情報をまとめたサイトの整備を検討するとともに、広報誌やホームページを利用した情報発信だけでなく、様々な媒体を活用した情報発信に努めます。



③ 環境保全活動を担う人材や団体の育成・支援を推進します



地域や環境関連団体の活動に参加・協力し、市内の活動を活性化させます。



地域や関連する環境関連団体の活動について支援・協力をを行い、市内での活動の活性化に寄与します。



市内の環境活動団体に対して活動支援を行うとともに、新たな団体やリーダーの育成に努めます。また、市内の環境活動団体やリーダーを把握し、その情報提供に努めます。

④ 環境活動のための協働体制づくりを推進します



様々な活動主体と積極的につながりを持ち、協働して環境活動ができるよう努めます。



国や府、近隣市町との連携を強化するとともに、市民・事業者への参画を呼びかけ、環境基本計画の効果的な推進に努めます。

数値目標

項目	単位	基準値 (H27年度)	目標 (H32年度)	備考
①環境関連団体・アダプト団体数 (累計)	団体	70	80 以上	【H27年度】 環境関連団体：13団体 アダプト団体：57グループ
②環境関連講座・イベントの 実施回数（年間）	回/年	18	25 以上	
③環境関連の総合情報ページへの アクセス数（累計）	件	- (未整備)	5,000 以上	



2. 生活環境

基本目標

思いやりを大切にし、みんなが快適に暮らせるまちを創ります

きれいな空気や水などの生活環境は、健康で安全に生活を送る上で重要な要素となります。私たちの生活や事業活動がこれらに負荷を与えることを防ぎ、快適な生活を送ることができるまちを目指します。

また、各主体の協働により、ごみのポイ捨て防止や緑化活動など、環境美化に向けた取り組みを推進し、心安らぐ空間を創出します。

環境保全施策

① 国や府と連携して、公害のない健康に暮らせる環境を維持します

『公害防止に向けた取り組み』

－ 水質への負荷低減 －

- 工場排水による負荷を低減する取り組みの普及促進
- 生活排水による負荷を低減する取り組みの普及促進
- 公共下水道・集落排水への接続の推進
- 合併処理浄化槽の設置

－ 大気への負荷低減 －

- 工場などの排煙による負荷を低減する取り組みの普及促進
- 野外焼却・悪臭発生に対する啓発・指導の推進

－ 騒音・振動など －

- 工場、店舗などによる騒音・振動対策の推進
- 自動車による騒音・振動対策の推進
- 工場、店舗などによる光害対策の推進

－ 全般(事業所などへの対策) －

- 事業所との環境保全協定の締結
- 工場や事業者に対する啓発・指導の推進
- 水質調査や騒音・振動調査など監視体制の充実



«有害化学物質対策の取り組み»

- 有害化学物質に関する情報の収集・提供
- 放射線などの監視体制の充実
- 化学物質や農薬などの適正使用・削減の推進

② ごみのポイ捨て・不法投棄をなくします

- 不法投棄の監視・定期的な見回りの実施
- ごみのポイ捨て・不法投棄の防止に向けた意識向上
- 様々な主体による美化活動の支援

③ 心が安らぐ快適空間を創出します

- 身近な公園の整備・維持管理の推進
- 市民や事業者による緑化活動の推進
- 街路樹の整備・維持管理の推進
- 各種団体による街路樹管理の支援



環境配慮指針

① 国や府と連携して、公害のない健康に暮らせる環境を維持します



騒音、悪臭など、日常生活に伴う環境への負荷をできるだけ軽減するよう努めます。また、下水道への接続や合併処理浄化槽設置を行い、河川水質への負荷を軽減します。



騒音、悪臭など、事業活動に伴う環境への負荷を軽減するよう努めるとともに、事業活動に伴う排水の適正な処理、燃料や化学物質などの適正な使用や管理を徹底します。また、市と環境保全協定を締結します。



快適な生活環境を維持するため、国や府と連携して監視体制の強化や市民や事業者の活動による環境への影響抑制に努めます。また、事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止に努めます。

② ごみのポイ捨て・不法投棄をなくします



道路、山林、河川などへのごみのポイ捨てについて、自らが行わないとともに、外部からの持ち込みなどについて監視を行います。また、家庭ごみはルールに従って適正に処理します。



過剰なサービスの見直しや製品の長寿命化を進めるなど、廃棄物の発生防止に取り組むことで、不法投棄の抑制に努めます。また、事業活動で発生した廃棄物は、適切に処理します。



ごみのポイ捨て、不法投棄を防止するため、市民・事業者の意識向上に努めます。また、地域住民や関係機関と協力して監視パトロールなどを行い、発生抑制に取り組みます。

③ 心が安らぐ快適空間を創出します



家庭での、みどりづくりに努めます。また、地域での緑化活動などに積極的に参加します。



事業所内の緑地の確保や、緑化を推進します。また、地域での緑化活動などに積極的に参加・協力します。



公共施設や街路の緑化、誰もが身近に親しめる公園・緑地、親水空間の整備を進めます。また、地域の緑化活動を支援します。



数値目標

項目	単位	基準値 (H27 年度)	目標 (H32 年度)	備考
①河川の水質	越方橋	pH	6.3~7.8	6.5~8.5 以内
		BOD	mg/L	1.0 0.7 未満
		SS	mg/L	4.0 4.0 未満
	大堰橋	pH	7.1~7.5	6.5~8.5 以内
		BOD	mg/L	0.9 1.0 未満
		SS	mg/L	8.0 3.0 未満
	出合橋	pH	6.5~8.0	6.5~8.5 以内
		BOD	mg/L	0.6 0.5 未満
		SS	mg/L	1.0 未満 1.0 未満
	和泉大橋	pH	6.8~8.2	6.5~8.5 以内
		BOD	mg/L	0.7 0.5 未満
		SS	mg/L	3.0 1.0 未満
②公害防止協定の締結数（累計）		事業所	45 47 以上	※環境保全協定も含む



3. 地域環境資源

基本目標

自然・歴史・文化 南丹のかがやきを守り、伝えます

本市は、多様な自然環境やその恵みを活かした特産物、美しい景観や文化遺産など、豊かな環境資源を有しています。しかし、一方では森林の荒廃や土砂の河川への流出、耕作放棄地や管理放棄山林の増加など、さまざまな課題を抱えています。さらに、地域の伝統や文化遺産などを次の世代に伝承する必要があります。

各主体が地域の環境資源を大切にし、その保全に取り組むとともに、本市ならではの資源を活かした産業・観光の振興を目指します。

環境保全施策

① 山林・川・里の自然環境を保全します

『山林の保全』

- 森林組合などとの連携による適正な人工林の管理
や森づくり活動の推進
- 身近な里山や竹林の管理・活用の推進
- 林道・作業道の整備推進
- 市内産出木材や間伐材の活用推進
- クリヤシイタケなどの林産物の振興推進
- 無秩序な森林開発の規制推進
- 環境税を活用した山林の保全推進
- 森林アドバイザーの養成・活動支援

『河川の保全』

- 漁業協同組合などとの連携による河川清掃
- ダム湖周辺の環境保全
- 河川における近自然工法などの導入推進
- 河川環境に配慮した農法の普及
- 河川環境保全事業の実施

『農地の保全』

- 農業振興地域などの適正な指定・管理
- 環境保全型農業の推進
- 新規就農者への支援推進
- 耕作放棄地対策の実施



② 生物多様性*を保全します

- 生物多様性の把握に向けた調査研究などの推進
- 生物多様性保全に向けた地域活動の支援
- 天然記念物や希少生物の保全・保護の推進
- 鳥獣害被害防止に向けた体制構築の検討
- 外来生物への対策の実施
- 有害鳥獣対策の推進
- 生物多様性保全についての情報発信

③ 伝統ある歴史・文化を伝承します

- 歴史文化遺産の保存・修理・修復の実施
- 歴史文化財の保護・活用の推進
- 伝統行事・風習・食文化の伝承支援

④ 美しい景観を保全します

- 自然景観の保全
- 農村景観の維持
- 良好な市街地景観の形成
- かやぶき民家群の保全
- 景観保全に関する取り組みを表彰する制度の創設
検討

⑤ 地域資源を活かした産業・観光を振興します

- 古道・遊歩道の環境整備の推進
- 京都新光悦村の体験型観光施設としての活用推進
- 国定公園指定後の山林や川などを活用した交流拠点の整備推進
- 観光案内ボランティアの養成
- 農村環境、自然環境を生かしたツーリズムの推進

*生物多様性とは、生きものたちの多様性とつながりを示す概念のこと、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」に区分される。



環境配慮指針

① 山林・川・里の自然環境を保全します



山林・川・農地など身近な自然環境を保全するため、地域で行われる環境保全活動に積極的に参加するとともに、これらの取り組みを通じて自然環境に対する意識向上を図ります。



山林・川・農地など身近な自然環境を保全するため、地域で行われる環境保全活動に積極的に参加・協力します。



山林・川・農地など身近な自然環境の保全に努めるとともに、各種環境保全活動の開催や地域での活動を支援します。また、これらの取り組みの財源として、環境税の活用を検討します。

② 生物多様性を保全します



生物多様性の意義や重要性を理解し、地域での生物多様性の保全につながる活動に参加するとともに、日常生活の中で、生物多様性保全を意識した行動に努めます。



生物多様性の意義や重要性を理解し、事業活動による生物多様性への影響を把握・抑制するとともに、地域での生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加・協力します。



市民・事業者の生物多様性についての認識を高める取り組みや活動を支援するとともに、効果的に取り組みを進める体制の構築に努めます。また、市民や事業者と連携して市域の生物多様性の把握に努めます。

③ 伝統ある歴史・文化を伝承します



地域の歴史や文化に関心を持ち、その保存・継承に努めます。また、それらを活かした地域づくりなどに積極的に参加します。



地域の歴史や文化に関心を持ち、その保存・継承に参加・協力します。また、それらを活かした地域づくりなどに積極的に参加・協力します。



歴史遺産や伝統文化の保存と継承に努めます。また、地域のまちづくり活動を支援します。



④ 美しい景観を保全します



自然や農村、まちなみ景観の保全に努めます。また、それらを活かした地域づくりなどに積極的に参加します。



自然や農村、まちなみ景観の保全に参加・協力します。また、それらを活かした地域づくりなどに積極的に参加・協力します。



自然や農村、まちなみ景観の保全に努めます。また、それらを活かした地域づくりなどを積極的に支援します。また、景観保全に関する取り組みを表彰する制度の創設を検討します。

⑤ 地域資源を活かした産業・観光を振興します



自然環境や歴史資源、特産物など、地域特有の資源を用いた来訪者へのPRに参加・協力し、地域活性化を図ります。



自然環境や歴史資源、特産物など、地域特有の資源を用いて来訪者へのPRを行い、産業、観光の振興に努め、環境と経済の好循環を図ります。



市内の各種資源を活用して来訪者へのPRを行うとともに、観光・交流の場となる施設の整備や観光案内ボランティアの養成などを行い、産業や観光の振興を支援します。

数値目標

項目	単位	基準値 (H27年度)	目標 (H32年度)	備考
①森林ボランティア数 (累計)	団体	9	10 以上	企業参加の森づくり：8企業 緑の少年団：1グループ
②間伐面積（年間）	ha/年	651	1,000 以上	
③特別栽培米※耕地面積 (年間)	ha/年	106	現状以上	
④文化財登録数（累計）	件	147	150 以上	
⑤交流人口（累計）	万人	191	200 以上	

■：本計画から新たに設定する指標

※特別栽培米とは、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従い、農薬と化学肥料を慣行栽培（通常の栽培方法）に比べて5割以下に抑えた栽培方法で作ったお米のこと。



4. 資源循環

基本目標

水やものを有効活用し、環境への負荷が少ないまちを創ります

本市は、分水嶺を隔てて由良川・桂川（淀川水系）の最上流地域に位置します。下流地域の環境のこととも思いやりながら、環境への負荷が少ないまちづくりを目指すとともに、下流地域と連携した流域全体の水環境保全に努めます。

また、私たちの生活スタイルは、高度経済成長期に定着した、大量生産・大量消費・大量廃棄型からまだ脱却できない状態にあります。しかし、私たちの使える資源には限りがあり、また、このような生活スタイルは環境に大きな負荷を与えます。従来型の生活スタイルを見直し、限りある資源の有効活用に努め、環境負荷の低減に努める必要があります。

さらに、地産地消の推進を目指すことで、持続可能な社会の構築を目指します。

環境保全施策

① 下流域と連携した流域全体の水環境保全を推進します

《水系全体での保全》

- 由良川・桂川流域ネットワーク形成に向けた体制構築の検討
- 河川流域データの収集・提供
- 市民・NPOなどと協力した水系保全活動の実施

《市域内での保全》

- 農地や山林の水源かん養機能の向上
- 雨水利用の推進
- 湧水、地下水のかん養推進

② 3Rを推進します

- 市民や事業者と連携したごみの発生抑制推進
- ごみ分別収集の徹底
- リユース品の利用促進
- 再資源化・再生利用の推進
- リサイクルフェアなどの開催
- フロンガスや代替フロンの適正処理への協力



③ 適正なごみ処理体制の整備を推進します

- 効果的・効率的なごみ収集・処理方法の検討
- 事業者などに対する指導・啓発の推進

④ 農林水産物の地産地消を推進します

- 地元産物の購入・利用促進
- 学校や観光施設における地元産物の利用推進
- 食品関連事業者などと連携した地産地消の取り組み推進
- 南丹ブランドの確立や地元産特産品の開発

環境配慮指針

① 下流域と連携した流域全体の水環境保全を推進します



水系保全活動に参加・協力します。
節水や雨水利用など水資源の有効利用に努めます。



水系保全活動に参加・協力します。
山林や農地などの水源かん養機能の維持・向上に努めます。また、工業用水などの循環利用や雨水の活用など水資源の有効利用を図るとともに、環境に影響を及ぼさないよう、化学物質を適正管理し地下水汚染を防ぎます。



下流域と連携した流域全体の水環境保全（流域ネットワーク形成）に向けた体制を構築するとともに、保全を進めるための基礎資料となる河川流域のデータの収集や情報の提供に努めます。
市民や事業者に対して、水循環の保全に向けた取り組みの普及に努めます。また、公共施設での節水や雨水の利用、地下浸透を推進します。



② 3Rを推進します



「不要なものは買わない」「包装紙は断る」など、日常生活の中で3R（排出削減（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル））に積極的に取り組み、ごみの減量化、資源の有効利用に貢献します。



サービスの提供や製品の製造などの事業活動の中で3Rの取り組みを進め、資源の有効利用に努めます。また、リサイクルに際しては、適正な処理を行うとともに、特に有機資源について地域内循環を進めます。



市民や事業者に対して、3Rの取り組み普及を図るとともに、3Rの取り組みを推進する各種団体などの支援を行います。また、リサイクルを行う際には、適正な処理を指導します。

③ 適正なごみ処理体制の整備を推進します



廃棄物減量化・資源化計画などの策定により、事業系ごみの減量化・資源化や適正処理に努めます。



ごみの排出量の多い事業所に対して、適正なごみ処理を行うよう指導や啓発を行うとともに、事業者と行政の連携・協力の強化やごみの回収ルートの見直しなどにより、より効果的で効率的なごみ収集・処理に努めます。

④ 農林水産物の地産地消を推進します



地元産物の消費を通じて地域の農林水産業と関連産業の活性化を図り、地元農業などに対する愛着心を高めるとともに、地域内の物質循環に貢献し、環境負荷を低減します。



直売所や商店などを通じて地元産物を流通・利用することにより、消費者の地域農業などに対する関心を高めます。また、観光施設などで地域の食材を提供し、食の安全性をアピールするとともに地域食文化を発信することで、生産地としての価値を高めます。



事業者の地産地消の取り組みを支援するとともに、地元産物を給食に用いなど、市民の地域農業などに対する関心を高めます。また、来訪者に対して、地元産物や食文化の提供などを通じて、食の安全性をアピールするとともに生産地としての価値を高めます。



数値目標

項目	単位	基準値 (H27 年度)	目標 (H32 年度)	備考
①1人1日あたりごみ排出量	g/日・人	625 (H26 実績)	500 以下	リサイクルごみ回収量を除く
②リサイクルごみ回収量（年間）	t /年	549 (H26 実績)	570 以上	
③農産物直売所数（累計）	箇所	20	25 以上	



5. 地球環境

基本目標

日々の生活や行動を見直し、地球の未来を大切にするまちを創ります

本市では、バイオマス由来の液肥・堆肥を利用した循環型農業や薪・ペレットストーブの利用、グリーンカーテンなどの二酸化炭素排出抑制に向けたエコ活動が行われています。しかし、本市が掲げる温室効果ガス排出削減目標を達成するには、現状を維持するだけでなく、一人ひとりが自覚を持って積極的に資源やエネルギーの有効活用、エネルギーの効率的利用など温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みに努める必要があります。

また、上記の取り組みと併せて、これまでの基本目標で掲げている二酸化炭素吸収機能を有する森林の適正な整備やごみの3Rを進めることで、地域や地球環境への負荷が少ない低炭素社会の構築を目指します。

環境保全施策

① 資源やエネルギーの有効活用を推進します

《資源などの有効活用》

- 家畜排せつ物などを活用した液肥・堆肥の活用推進
- 木質バイオマス^{※1}の活用推進
- バイオディーゼル燃料^{※2}（BDF）の活用推進
- 微細藻類の活用推進
- バイオマス資源化施設^{※3}の利活用の推進

《エネルギーの有効活用》

- 太陽光発電の導入推進
- 薪・ペレットストーブの導入推進
- 水のエネルギー^{※4}の活用推進
- 未利用エネルギー^{※5}の活用推進

② エネルギーの効率的利用を推進します

- 省エネルギー化の推進
- 低炭素・低燃費型の自動車^{※6}普及促進
- 建物や住宅の高断熱化の推進



③ 地球温暖化対策に向けた行動を促します

- 市が行う地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進
- エコ行動・エコ活動の普及促進
- 車に頼り過ぎない暮らしの推進
- エコドライブの普及促進



Topic⑦ エコドライブに挑戦してみよう

●ふんわりアクセル「eスタート」

車の発進は緩やかに

- ◆1年間で約13,040円節約
- ◆1年間で二酸化炭素を194.0kg削減

ふんわりアクセル「eスタート」

最初の5秒で時速20キロが目安！
少し緩やかに発進すると11%程度
燃費が向上します。



加速度の少ない運転

速度にムラのある走り方をすると
加速度の機会が多くなり、その分
市街地で2%程度、郊外で6%程度
燃費が悪化します。



●早めのアクセルオフ

早めにアクセルから足を離してエンジンブレーキで減速

- ◆1年間で約2,820円節約
- ◆1年間で二酸化炭素を42.0kg削減

アクセルから足を離して
エンジンブレーキで減速…

エコドライブのすすめ

出典：「家庭の省エネ徹底ガイド パンフレット」
(資源エネルギー庁、平成27年3月)

●アイドリングストップ

信号待ち、停車時はエンジン停止

- ◆1年間で約2,700円節約
- ◆1年間で二酸化炭素を40.2kg削減

※1:木質バイオマスとは、木材由来のバイオマス(有機性資源)のことで、間伐材や、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

※2:バイオディーゼル燃料とは、菜種油などの植物由来油や、てんぷら油などの廃食油からつくられる燃料のことで、ディーゼルエンジン用の燃料として使用できるため、二酸化炭素排出削減の手段として注目されている。

※3:バイオマス資源化施設とは、バイオマスの資源化を行っている八木バイオエコロジーセンターやカンポリサイクルプラザのこと。

※4:身近な水のエネルギーとして小水力発電があり、小水力発電とは、ダムなどの大規模な施設を使用せず、一般河川や農業用水路などを利用して行う小規模な水力発電のこと。

※5:未利用エネルギーとは、外気との温度差がある河川や下水、工場から出る排熱など、有効に活用できるのにこれまで使われてこなかったエネルギーのこと。

※6:低炭素・低燃費型の自動車には、低燃費かつ低排出ガス認定車として国土交通省の認定を受けた燃費基準早期達成車や低排出ガス認定車、ハイブリッド自動車や電気自動車、クリーンディーゼル車といった次世代自動車などがある。



環境配慮指針

① 資源やエネルギーの有効活用を推進します



資源を有効活用した液肥・堆肥やBDFの利用に努めます。
また、太陽光発電や薪・ペレットストーブ、ヒートポンプ技術^{※7}など、より温室効果ガス排出の少ないエネルギーの導入や転換に努めます。



生ごみや廃食油など有機資源について、地域内循環を進めます。
また、太陽光発電や薪・ペレットストーブ、ヒートポンプ技術など、より温室効果ガス排出の少ないエネルギーの導入や転換に努めます。



市民や事業者に対して、資源の有効利用・地域内循環の取り組みやハ木バイオエコロジーセンターなどバイオマス資源化施設の利活用、再生可能エネルギーの普及を呼びかけます。また、公共施設における資源の有効活用や再生可能エネルギーなどの導入に努めます。

② エネルギーの効率的利用を推進します



省エネナビ^{※8}などを利用したエネルギーの見える化や省エネ性能の優れた製品や低燃費車の購入、住宅の高断熱化などにより、くらしの中のエネルギーの効率的利用に努めます。



エネルギー管理の徹底や省エネ性能の優れた設備の導入、低燃費車の購入、環境に配慮した商品の購入や提供などにより、エネルギーの効率的利用に努めます。また、環境マネジメントシステム^{※9}の導入や環境保全協定の締結などにより、環境負荷の少ない事業活動に努めます。



エネルギー管理に関する情報や省エネ性能の優れた製品・設備、低炭素・低燃費車について普及促進に努めます。また、環境に配慮した商品の購入を呼びかけ、エネルギーの効率的利用を推進します。

省エネ住宅や環境負荷の少ないライフスタイル、環境保全協定の締結など省エネルギー支援策についての情報を提供します。

公共施設に省エネ性能の優れた設備機器の導入や効率的運用に努めます。

※7:ヒートポンプ技術とは、少ないエネルギーで空気中などから熱をかき集め、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。エアコンや給湯器などで活用されている。

※8:省エネナビとは、家庭用エネルギー管理システムの一つで、エネルギーの消費状況を量や金額で表示したり、設定した目標値を超えるとアラームで利用者に知らせることで、利用者自身の省エネ行動を促す効果がある。

※9:環境マネジメントシステムとは、事業組織が自主的、積極的に環境保全のために行動を計画・実行・評価するシステムのこと。



③ 地球温暖化対策に向けた行動を促します

市民

エアコンの温度設定に気を付けたり、テレビや不要な照明をこまめに消すといった省エネ行動や移動時に公共交通機関や自転車を利用するなどのエコ活動、エコドライブなど環境負荷の少ない行動に努めます。また、グリーンカーテン^{※10}や敷地の緑化、地域の緑化活動への参加・協力に努めます。

事業者

クールビズやウォームビズといった省エネ行動や移動時に公共交通機関や自転車を利用するなどのエコ活動、エコドライブなど環境負荷の少ない行動に努めます。また、グリーンカーテンや壁面緑化などの実施や地域の緑化活動や緑地保全活動への参加・協力に努めます。

市

クールチョイス^{※11}の取り組みや日常生活の中で実践できる省エネ行動についての情報を提供し、地球温暖化対策に向けた行動の普及促進に努めます。また、緑化に適した植物の種子の配布など、グリーンカーテンの普及促進に努めます。

市の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について見直しを行い、現在の取り組みをさらに推進するとともに、新たな取り組みについて検討します。

数値目標

項目	単位	基準値 (H27年度)	目標 (H32年度)	備考
①再生可能エネルギーの売電契約数（累計）	件	1,029	1,470 以上	リサイクルごみ回収量を除く
②薪ストーブ導入の補助件数（累計）	件	44	110 以上	
③バイオマスの利用率 (廃棄物系バイオマス)	%	86	97 以上	
④温室効果ガス総排出量 (年間)	千t-CO ₂ /年	279 (H26実績)	250 未満	排出係数を基準年度（平成25年度）に固定した場合の値も算定する

■ : 本計画から新たに設定する指標

※10:グリーンカーテンとは、アサガオやゴーヤなどツル性の植物でつくる自然のカーテンのこと。ベランダや軒下などに生育させることで真夏の暑い日差しを避けることができ、過度な冷房を抑えることで二酸化炭素の排出削減にもつながることが期待されている。

※11:クールチョイスとは、平成42年度の温室効果ガスの排出量を平成25年度比で26%削減するという国の目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービスや行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。クールビズやウォームビズ、エコドライブなどもこの運動に含まれる。